

板橋区防鳥用ネットの貸付に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対して、防鳥用ネットを貸付けることによって集積所の清潔保持及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 防鳥用ネット貸付対象者は、区内のごみ集積所において、カラス等によるごみの散乱被害が著しく、防鳥用ネットを使用することでごみの散乱被害を防ぐことが可能であり、かつ、防鳥用ネットを責任を持って管理、運営できる集積所の利用者とする。

(貸付数量)

第3条 防鳥用ネットの貸付は、原則としてごみ集積所1か所につき1枚とする。

(貸付基準)

第4条 防鳥用ネットの貸付に当たって申請者は、防鳥用ネットの使用責任者を定めるものとし、その使用責任者は、集積所の利用者が次の各事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 防鳥用ネットは、清潔を保ち、破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正使用を図ること。
- (2) 防鳥用ネットは、歩行者等の通行に支障がないように収集時以外は速やかに片付け、紛失や盗難等の恐れがないように留意すること。
- (3) 防鳥用ネットは、目的以外の使用、転貸及び売却をしないこと。
- (4) 防鳥用ネットの管理ができなくなった場合や不用となった場合は、直ちに、防鳥用ネットを返却すること。

(貸付)

第5条 区長は、ごみ集積所の利用者から防鳥用ネットの使用申請があった場合、防鳥用ネット貸付申請書（別記様式）を徴し、防鳥用ネットを無償で貸付を行うものとする。

(再貸付)

第6条 区長は、紛失、破損等により再貸付の申請があった場合、再度、防鳥用ネット貸付申請書を徴し、再貸付を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。